

## 財政健全化法に基づく南幌町の健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、町の財政状況を判断するため健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられています。

### 1 健全化判断比率

財政健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。この4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」（黄信号）、「財政再生基準」（赤信号）が設けられ、基準以上となった場合には財政健全化計画及び財政再生計画を策定しなければなりません。

#### ①. 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率

#### ②. 連結実質赤字比率

全会計（一般会計＋公営事業会計）の実質赤字の標準財政規模に対する比率

#### ③. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

#### ④. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

（平成25年度決算による算定）

	南幌町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	15.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	89.3%	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、該当がないことから「—」表示となっています。

- ・実質赤字比率は、一般会計等の実質収支は黒字であることから、実質赤字は生じないため該当ありません。
- ・連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字、公営企業会計の資金不足のいずれも生じないため該当ありません。
- ・実質公債費比率は、標準財政規模に対する比率でH23～25の3ヵ年平均の数値で、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

◎上記のとおり、南幌町の財政状況は早期健全化基準及び財政再生基準に達しないため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です。

※過去3年間の各比率の比較

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	20.0%	17.7%	15.8%
将来負担比率	104.8%	85.4%	89.3%

※前年度と比較して実質公債費比率が減少した理由については、新債発行抑制による公債費充当一般財源等の減が要因です。

※前年度と比較して将来負担比率が増加した理由については、三セク債発行による地方債残高の増が要因です。

## 2. 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前にチェックしています。

	会計	南幌町	経営健全化基準
資金不足比率	病院事業	—	20%
	下水道事業	—	
	農業集落排水事業	—	

※いずれの会計も資金不足が生じていないため「—」表示となっています。

◎いずれの公営企業会計も資金不足は生じていないため、資金不足比率は該当がないので経営健全化計画の策定は不要です。

総務課財務グループ

電話：011-378-2121(内線232)

FAX：011-378-2131

E-mail：g-zaimu@town.nanporo.hokkaido.jp